

# 令和元年第3回（9月）上越市議会定例会

## 文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第121号	上越市立体操施設条例の制定について	スポーツ推進課	1～7
議案第128号	上越市立幼稚園条例の一部改正について	学校教育課	8～9
議案第114号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第2号)	社会教育課	10～11
議案第115号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第3号)	学校教育課ほか	12～19



所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第121号
提出課	スポーツ推進課

## 上越市立体操施設条例の制定について

### 1 制定理由

大潟区九戸浜地内において整備を進めている新たな体操施設の名称を「上越市立上越体操場」と定めるとともに、同区潟町地内に所在する上越市大潟体操アリーナの名称を「上越市立大潟体操アリーナ」と改めた上で、両施設を令和2年1月26日から一体的に供用開始することとし、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるもの。

### 2 主な規定内容

#### (1) 設置（第1条関係）

本市における体操の総合的な発展及び県内外との交流の促進並びに生涯のスポーツ活動を通じた市民の健康増進を図り、まちの活性化に資するため、体操施設を設置する。

#### (2) 名称及び位置（第2条関係）

名 称	位 置
上越市立上越体操場	上越市大潟区九戸浜338番地
上越市立大潟体操アリーナ	上越市大潟区潟町703番地2

#### (3) 利用時間（第4条関係）

午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

#### (4) 休館日（第5条関係）

次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

ア 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

#### (5) 使用料（第10条、別表関係）

##### ア 施設使用料

施設名		占用使用料	共用使用料	
			区 分	使用料
上越市立 上越体操場	体操場	10,000円	団体	2,500円
			一般	610円
			中学生以下	310円
	多目的室1	570円		
	多目的室2	350円		
	多目的室3	350円		
	会議室1	290円		

施設名		占用使用料	共用使用料	
			区 分	使用料
上越市立 上越体操場	会議室 2	350円		
	会議室 3	230円		
	ランニング コース		一般	160円
			中学生以下	80円
上越市立大潟体 操アリーナ	体操場	7,030円	団体	2,370円
			一般	510円
			中学生以下	260円
	健康トレー ニングコー ナー		一般	210円
			中学生	110円

イ 施設使用料（定期券使用料）

施設名		区 分	使用料（1月につき）
上越市立上越体操場	体操場	一般	2,440円
		中学生以下	1,220円
	ランニングコ ース	一般	640円
		中学生以下	320円
上越市立大潟体操ア リーナ	体操場	一般	2,040円
		中学生以下	1,020円
	健康トレー ニングコー ナー	一般	840円
		中学生	420円

ウ 附属設備使用料

設備名		使用料	
上越市立上越体操場		温水シャワー	110円
上越市立大潟体操ア リーナ	体操場	照明設備	720円
		暖房設備	2,040円
		放送設備	110円

(6) 上越市体育施設条例の一部改正（附則第2項関係）

上越市大潟体操アリーナについて、上越市体育施設条例から関連する規定を削ることとする。（上越市体育施設条例別表第1、別表第3関係）

(7) 上越市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置（附則第3項関係）

(6)の上越市体育施設条例の一部改正に伴い、上越市大潟体操アリーナの施設及び附属設備の利用の承認を得ている者は、上越市立大潟体操アリーナの施設及び附属設備の利用の承認を得ている者とみなすこととする。

3 施行期日

令和2年1月26日

4 附則第2項の規定による上越市体育施設条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案					改正前				
別表第1 (第2条、第8条関係)					別表第1 (第2条、第8条関係)				
名称	位置	利用時間	休館日		名称	位置	利用時間	休館日	
(略)					(略)				
上越市大潟運動広場	上越市大潟区犀潟76番地5	日の出～日没	教育委員会 が定める日		上越市大潟運動広場	上越市大潟区犀潟76番地5	日の出～日没	教育委員会 が定める日	
(削除)					上越市大潟体操アリーナ	上越市大潟区潟町703番地2	10:00～21:00	月曜日 (ただし、この日 が休日に当たるときは、 その翌日)及び 12月29日から翌年1月3日 まで	
					上越市頸城明治野球場	上越市頸城區手島274番地	日の出～日没	教育委員会 が定める日	
(略)					(略)				
別表第3 (第13条関係)					別表第3 (第13条関係)				
(1) 施設使用料					(1) 施設使用料				
施設名	占用使用料 (1時間につき)	共用使用料 (1人につき)			施設名	占用使用料 (1時間につき)	共用使用料 (1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき			区分	2時間につき	1月につき
(略)					(略)				
上越市大潟運動広場	300円				上越市大潟運動広場	300円			
(削除)					上越市大潟体育室	6,900円	一般	500円	2,000円
					健康トレーニングコーナー		中学生以下	250円	1,000円
(削除)					上越市大潟体操アリーナ		一般	200円	800円
							中学生	100円	400円
上越市頸城明治野球場	200円				上越市頸城明治野球場	200円			
(略)					(略)				
備考					備考				
1～3 略					1～3 略				
4 施設を共用して利用する場合 _____ で利用時間が2時間に満たないときは2時間として、1					4 施設を共用して利用する場合 (備考9の場合を除く。) で利用時間が2時間に満たないときは2時間として、1				

改正案

月に満たないときは1月として計算する。

5 未就学児が施設を共用して利用する場合 \_\_\_\_\_ は、無料とする。

6 及び 7 略

8 上越市浦川原体育館のトレーニングルーム \_\_\_\_\_ 又は上越市清里スポーツセンターのトレーニングルームの利用は、中学生以上の者に限るものとする。

(削除)

9 略

(2) 附属設備使用料

設備名		単位	使用料
(略)			
上越市大潟体育センター	体育照明設備	1時間につき	200円
(削除)			
上越市吉川体育館	アリーナ照明設備	1時間につき	200円
(略)			

備考

1～3 略

4 施設を共用して利用する場合 \_\_\_\_\_ の照明設備又は暖房設備の利用は、無料とする。

5 及び 6 略

改正前

月に満たないときは1月として計算する。

5 未就学児が施設を共用して利用する場合 (備考9の場合を除く。) は、無料とする。

6 及び 7 略

8 上越市浦川原体育館のトレーニングルーム、上越市大潟体操アリーナの健康トレーニングコーナー又は上越市清里スポーツセンターのトレーニングルームの利用は、中学生以上の者に限るものとする。

9 上越市大潟体操アリーナの体育室を団体が共用して利用する場合の使用料は、1時間につき2,320円とする。この場合において、使用料の計算については、備考1、備考2、備考3及び備考10の規定を準用する。

10 略

(2) 附属設備使用料

設備名		単位	使用料
(略)			
上越市大潟体育センター	体育照明設備	1時間につき	200円
上越市大潟体操アリーナ	照明設備	1時間につき	700円
	暖房設備	1時間につき	2,000円
	放送設備	1時間につき	100円
上越市吉川体育館	アリーナ照明設備	1時間につき	200円
(略)			

備考

1～3 略

4 施設を共用して利用する場合 (備考7の場合を除く。) の照明設備又は暖房設備の利用は、無料とする。

5 及び 6 略

7 上越市大潟体操アリーナの体育室を団体が共用して利用する場合の照明設備又は暖房設備の使用料は、次の表のとおりとする。この場合において、使用料の計算については、備考1、備考2、備考3及び備考8の規定を適用す

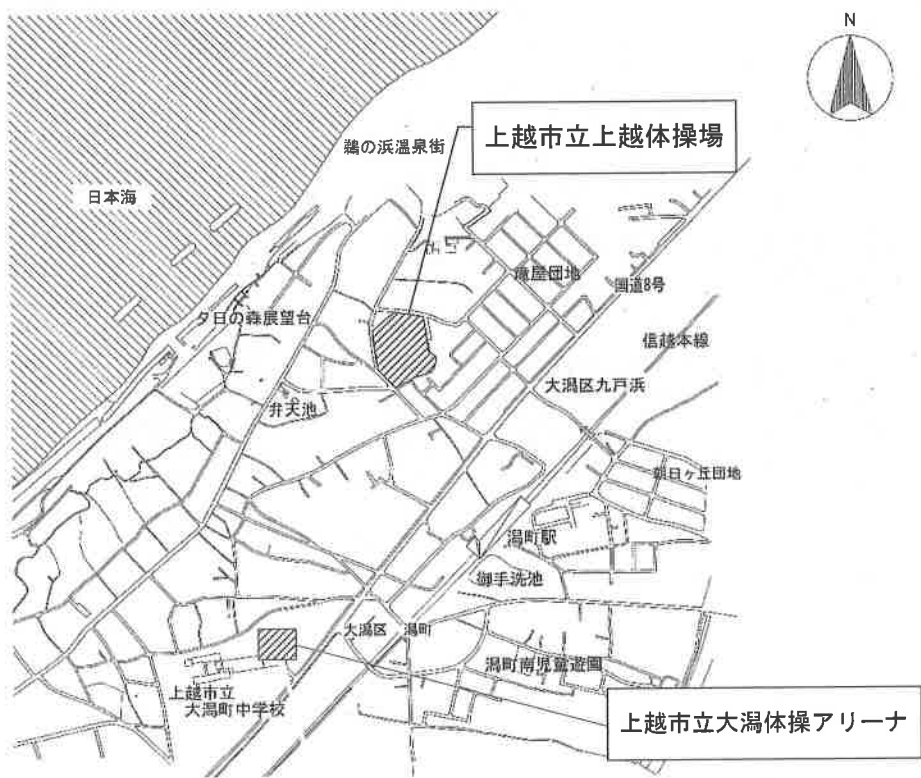
改正案	改正前									
<p>7 略</p> <p>(削除)</p>	<p>る。</p> <table border="1" data-bbox="909 286 1404 392"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明設備</td> <td>1時間につき</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>暖房設備</td> <td>1時間につき</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 略</p>	設備名	単位	使用料	照明設備	1時間につき	250円	暖房設備	1時間につき	700円
設備名	単位	使用料								
照明設備	1時間につき	250円								
暖房設備	1時間につき	700円								

5 参考資料

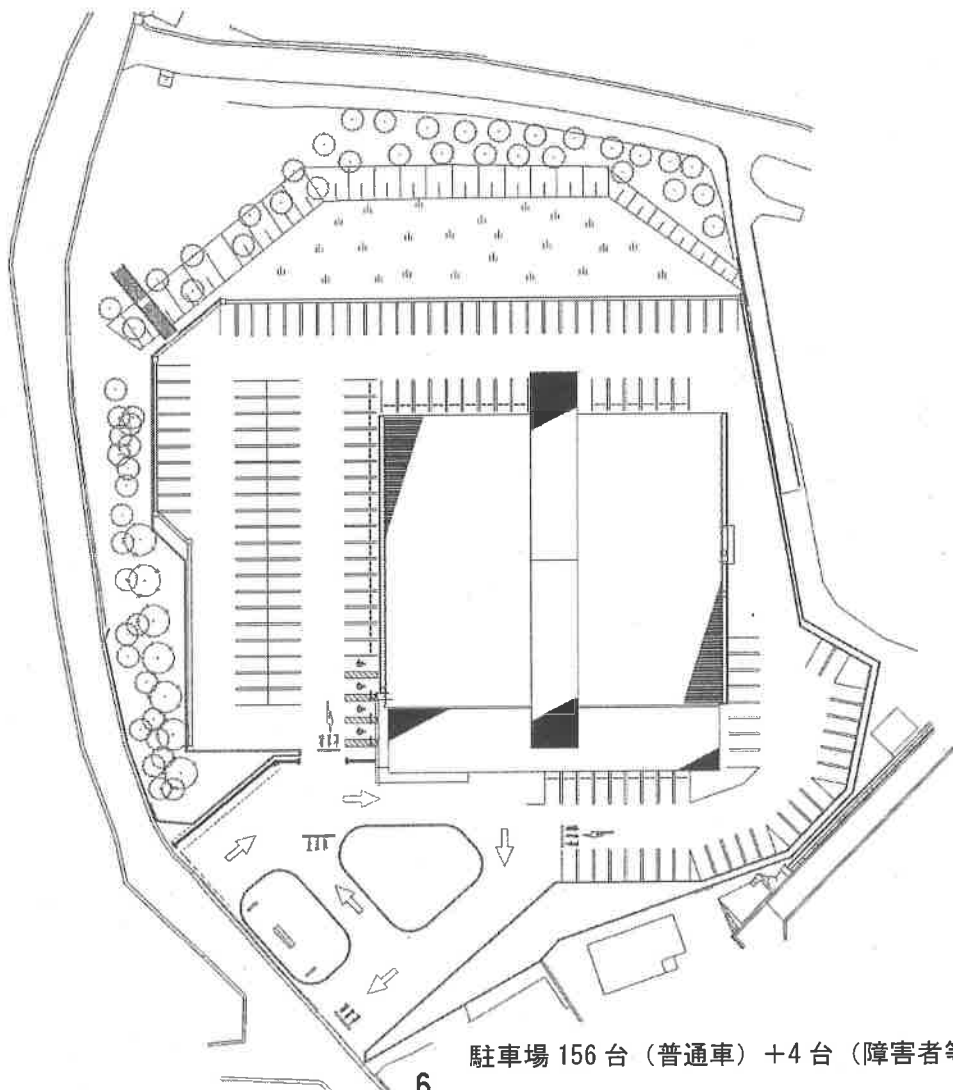
- (1) 案内図・配置図 別紙1のとおり
- (2) 平面図 別紙2のとおり

別紙 1 案内図・配置図

案内図



配置図

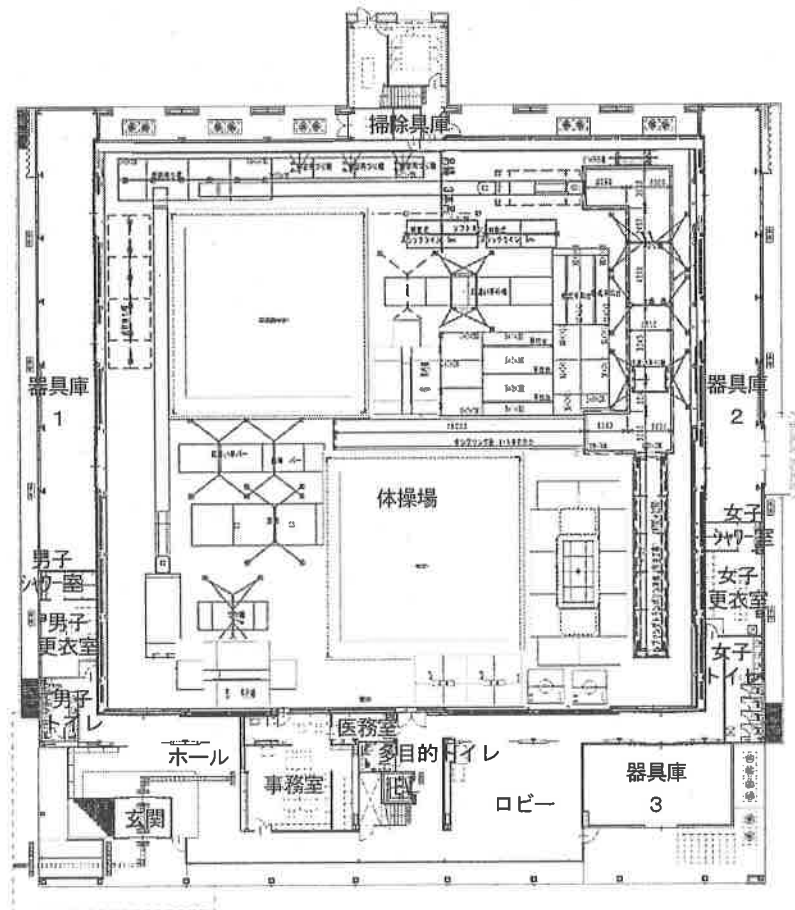


駐車場 156 台 (普通車) + 4 台 (障害者等用) = 160 台

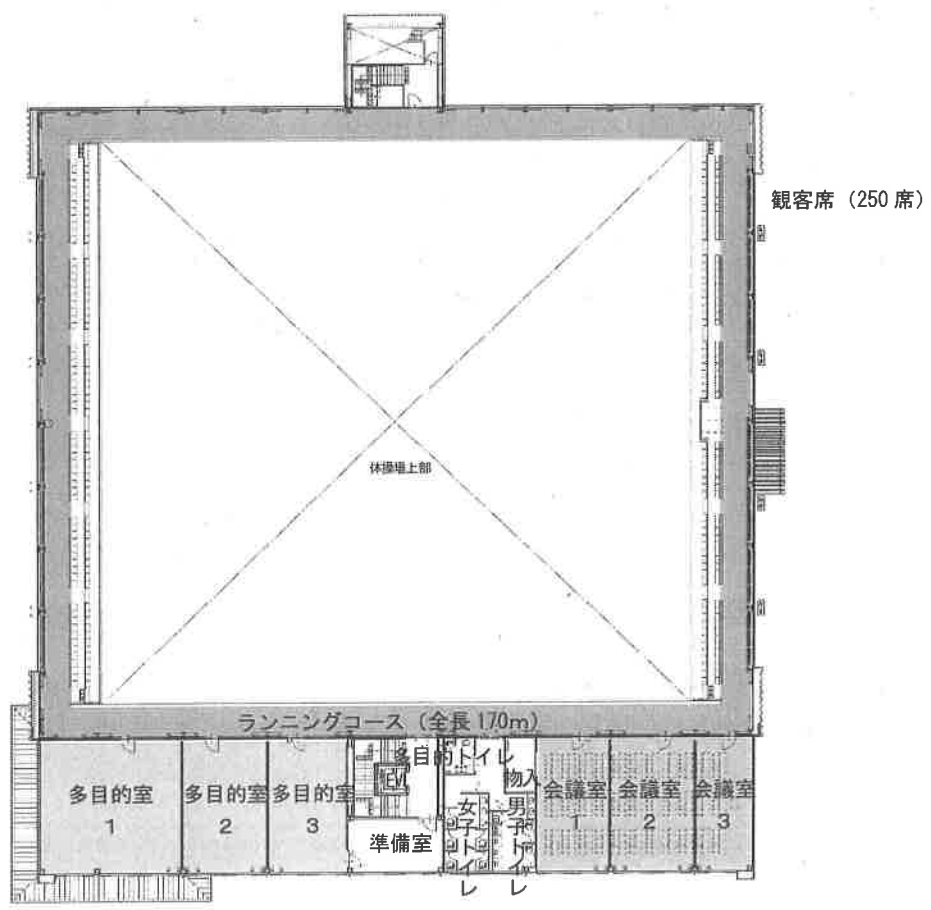


別紙2 平面図

1階



2階



所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第128号
提 出 課	学校教育課

## 上越市立幼稚園条例の一部改正について

### 1 改正理由

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、高田幼稚園の保育料を本年10月から無償とするもの

### 2 主な改正内容

- (1) 保育料に関する規定を削る。(第2条―第5条関係)
- (2) この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により保育料の全部又は一部を免除された者については、改正前の第3条ただし書の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有することとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

令和元年10月1日

### 4 上越市立幼稚園条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
	(保育料) 第2条 幼稚園の保育料は、年額9万6,000円とする。
	2 保護者は、前項の保育料の12分の1の額を毎月15日までに納入しなければならない。ただし、8月分保育料については、9月分保育料に併せて納入することができる。
(削除)	3 月の中途において入園、退園、休園又は転園をしたときは、当該月分の保育料を納入しなければならない。
(削除)	4 休園の期間が全月にわたる場合は、その月分の保育料は、徴収しない。
	(保育料の返還) 第3条 既に納入した保育料は、返還しない。ただし、次条の規定により保育料を減免された場合は、この限りでない。
	(保育料の減免等) 第4条 市長は、災害その他特別の理由により保育料を納入することが困難になった者その他特に必要と認める者については、保育料の全部若しくは一部を免除し、又はそ

改正案	改正前
<p>(削除) (削除) <u>(委任)</u> 第2条 _____ _____ 幼稚園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p>	<p><u>の徴収を猶予することができる。</u> <u>(委任)</u> 第5条 前条に規定する保育料の減免等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 第6条 前条の規定により市長が規則で定めるもののほか、幼稚園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p>

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第114号
提出課	社会教育課

歳出科目 (P16~P17)	10款5項1目	社会教育総務費
----------------	---------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ユートピアくびき管理運営費	85,561	17,101	102,662

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	7,199	委託料	17,101
市債	2,200		
一般財源	7,702		

#### 【補正理由】

温室効果ガスの排出抑制に向け、環境省が進めている「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」に採択されたことから、環境負荷低減に資するLED照明や空調設備並びにそれらを最適化するシステムを導入し、その効果を検証する委託事業に要する経費を増額するもの

#### 【補正内容】

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	0	7,199	7,199
市債(地域活性化事業債)	0	2,200	2,200
一般財源	0	7,702	7,702
合計	0	17,101	17,101

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
カーボン・マネジメント設備導入業務委託料	0	17,101	17,101
合計	0	17,101	17,101

#### 【事業の概要】

- LED照明への更新(稼働が高いエリアに導入)
  - ・情報ライブラリー、事務室
- 中央熱源方式の空調設備ポンプにインバーター制御導入(2台)
- エネルギー計測・管理システム導入

歳出科目 (P16～P17)	10 款 5 項 3 目	図書館費
----------------	--------------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
高田図書館管理運営費	65,186	83,276	148,462

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	26,458	需用費	1,617
市債	5,400	委託料	65,555
一般財源	51,418	工事請負費	16,104

#### 【補正理由】

温室効果ガスの排出抑制に向け、環境省が進めている「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」に採択されたことから、環境負荷低減に資するLED照明や空調設備並びにそれらを最適化するシステムを導入し、その効果を検証する委託事業に要する経費を増額するほか、本補助事業とあわせて、高田図書館の電気設備などの改修を行うため、所要の経費を増額するもの

#### 【補正内容】

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	0	26,458	26,458
市債（地域活性化事業債）	0	5,400	5,400
一般財源	0	51,418	51,418
合計	0	83,276	83,276

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
修繕料（高圧コンデンサ）	0	1,617	1,617
カーボン・マネジメント設備導入業務委託料	0	65,555	65,555
工事請負費（リモートユニット）	0	16,104	16,104
合計	0	83,276	83,276

#### 【事業の概要】

##### (1) 補助対象事業

- LED照明への更新（稼働が高いエリアに導入）
  - ・市民ギャラリースペース、ホール・トイレの一部
- パッケージエアコン（2台）、マルチエアコン（2台）の更新
- 中央熱源方式の空調設備ポンプにインバーター制御導入（4台）

##### (2) 補助対象外（単独）事業

- 高圧コンデンサの交換（力率改善用1台）
- リモートユニットの入替え（5系統）

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第115号
提出課	学校教育課

歳出科目 (P42～P43)	10款1項3目	教育センター費
----------------	---------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
教育研究事業	520	741	1,261

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	1,216	報償費	30
一般財源	△475	旅費	223
		需用費	488

#### 【補正理由】

文部科学省が実施するカリキュラム・マネジメントの調査研究を受託することから、所要の経費を増額するもの

#### 【補正内容】

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金(カリキュラム・マネジメント調査研究事業委託金)	0	1,216	1,216
一般財源	520	△475	45
合計	520	741	1,261

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	520	741	1,261
合計	520	741	1,261

#### 【事業の概要】

##### ○事業名

「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究」

##### ○事業目的

児童生徒、学校、地域の実態等に応じた教育課程を編成・実施・評価・改善し、組織的かつ計画的に自校の教育活動の質の向上を図るための実証的な調査研究を行い、その成果を普及させ、各学校のカリキュラム・マネジメントの取組を支援するもの

##### ○実施内容

調査研究に係る外部講師の招へいや推進委員の視察、ワーキンググループ活動、研究報告書の作成を行い、既存の上越カリキュラムの充実を図る。

##### ○受託する実践テーマ及び実践校

- ①学校の教育目標等の設定及び実現に向けた研究 …春日新田小学校
- ②学習の基盤となる資質・能力の育成に向けた研究 …城北中学校
- ③現代的な諸課題に対応するための資質・能力の育成に向けた研究 …高士小学校

歳出科目 (P42~P43)	10款2項2目	教育振興費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
小学校就学援助費補助事業	92,267	3,492	95,759

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	5	扶助費	3,492
一般財源	3,487		

【補正理由】

小学校の就学援助費の対象となる援助費目の拡充及び国庫補助単価の改正に伴い、援助費を増額するもの

【補正内容】

令和元年度要保護児童生徒援助費補助金に係る国庫補助単価が改正されたことから、当市の援助単価について、国庫補助単価と同額に増額するとともに、新たに援助費目として「卒業アルバム代」を追加することで、経済的理由により就学困難な児童の保護者の負担軽減を図るもの

(改正する援助単価)

単位：円

内容	項目	改正前	改正後	比較
単価増	学用品費	11,420	11,520	100
〃	体育実技用具費（スキー）	26,020	26,240	220
〃	新入学児童生徒学用品費等 （入学準備金）	40,600	50,600	10,000
〃	修学旅行費	21,490	21,670	180
〃	生徒会費	4,570	4,610	40
〃	P T A会費	3,380	3,410	30
新設	卒業アルバム代	—	10,890	10,890

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金（特別支援就学奨励費補助金）	2,928	5	2,933
一般財源	89,339	3,487	92,826
合計	92,267	3,492	95,759

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
役務費		502	0	502
扶助費		91,765	3,492	95,257
内訳	単価増額分	0	1,390	1,390
	卒業アルバム代分	0	2,102	2,102
合計		92,267	3,492	95,759

提出課	教育総務課
-----	-------

歳出科目 (P42～P43)	10款2項3目	学校建設費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
板倉区小学校統合事業	0	20,845	20,845

主な補正財源		主な経費	
市債	20,800	委託料	20,845
一般財源	45		

【補正理由】

板倉区の針小学校、山部小学校及び宮嶋小学校の統合に伴い、児童数・職員数の増加、スクールバスの乗入れ、老朽施設・設備などに対処するため、統合後の小学校として使用する針小学校の校舎等の改修工事に係る実施設計を行うもの

【補正内容】

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
市債 (過疎対策事業債)	0	20,800	20,800
一般財源	0	45	45
合計	0	20,845	20,845

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	0	20,845	20,845
合計	0	20,845	20,845

【事業の概要】

事業名	内容
小学校改修工事設計委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童用トイレ増設</li> <li>・既存トイレ改修</li> <li>・教室、廊下、階段室改修</li> <li>・玄関改修</li> <li>・校舎外壁、給水管改修</li> <li>・体育館外壁改修 ほか</li> </ul>
グラウンド改修工事設計委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド改修</li> </ul>



<板倉区の小学校統合について>

1 目的

複式学級を解消するとともに、教育環境の改善を図るもの

※ 複式学級は、今年度、宮嶋小学校及び山部小学校に存在

2 統合方針の内容

(1) 廃止する学校

ア 学校名 針小学校、宮嶋小学校、山部小学校

イ 廃止予定日 令和3年3月31日

(2) 設置する学校（統合校）

廃止する針小学校の校舎を使用し、次のとおり設置する。

ア 学校名 板倉小学校

イ 設置予定日 令和3年4月1日

3 教育環境の改善

(1) 設置する板倉小学校について

ア 校舎の改修など、良好な教育・通学・学童保育等の環境を整備・改善する。

イ 新しい校歌・校章の制作、PTA組織の運営等について、各学校の保護者、地域住民、校長等により今後設置する統合実行委員会で検討する。

(2) 豊原小学校について

今後の区内1校への統合を見据え、保護者等との検討を継続するとともに、板倉小学校との合同授業等を通じた交流を促進し、一体感の更なる醸成を図る。

4 経緯・対応

(1) 板倉区地域協議会において、平成24年度から学校統合の検討を開始し、平成30年3月、市に意見書（針小、宮嶋小及び山部小の早期統合を要望）を提出

(2) 市教育委員会において、次のとおり検討・対応（今後の予定を含む。）

ア 統合の要望のあった3校とともに豊原小学校の保護者等の意向を確認しながら検討を実施（保護者意見交換会を各学校で4回ずつ、保育園で1回開催）

イ 令和元年8月、統合方針を地域協議会へ諮問・答申するとともに、地域説明を実施

ウ 統合実行委員会の設置（9月以降予定）

エ 上越市立学校条例の一部改正（令和2年3月議会予定）

<参考> 板倉区の小学校における児童数の推移（見込み）

※令和2年度以降は住民基本台帳に基づく推計値。下線は複式学級相当

（単位：人）

針小学校								宮嶋小学校								山部小学校							
年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R1	15	11	16	20	20	19	101	R1	7	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>8</u>	11	46	R1	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	30
R2	15	15	11	16	20	20	97	R2	6	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	8	41	R2	8	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	7	30

板倉小学校								(参考)豊原小学校							
年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R1	-	-	-	-	-	-	-	R1	16	14	27	17	24	33	131
R2	-	-	-	-	-	-	-	R2	20	16	14	27	17	24	118
R3	22	29	26	19	26	33	155	R3	16	20	16	14	27	17	110
R4	21	22	29	26	19	26	143	R4	13	16	20	16	14	27	106
R5	19	21	22	29	26	19	136	R5	16	13	16	20	16	14	95
R6	20	19	21	22	29	26	137	R6	10	16	13	16	20	16	91
R7	13	20	19	21	22	29	124	R7	13	10	16	13	16	20	88

提出課	学校教育課
-----	-------

歳出科目 (P42~P43)	10款3項2目	教育振興費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中学校就学援助費補助事業	85,756	4,131	89,887

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	15	扶助費	4,131
県支出金	8		
一般財源	4,108		

【補正理由】

中学校の就学援助費の対象となる援助費目の拡充及び国庫補助単価の改正に伴い、援助費を増額するもの

【補正内容】

令和元年度要保護児童生徒援助費補助金に係る国庫補助単価が改正されたことから、当市の援助単価について、国庫補助単価と同額に増額するとともに、新たに援助費目として「卒業アルバム代」を追加することで、経済的理由により就学困難な生徒の保護者の負担軽減を図るもの

(改正する援助単価)

単位：円

内容	項目	改正前	改正後	比較
単価増	学用品費	22,320	22,510	190
〃	体育実技用具費(スキー)	37,340	37,650	310
〃	新入学児童生徒学用品費等 (入学準備金)	47,400	57,400	10,000
〃	修学旅行費	57,590	60,300	2,710
〃	生徒会費	5,450	5,500	50
〃	P T A会費	4,190	4,220	30
新設	卒業アルバム代	—	8,710	8,710

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金(要保護児童生徒援助費補助金等)	2,060	15	2,075
県支出金(被災児童生徒就学援助事業補助金)	92	8	100
一般財源	83,604	4,108	87,712
合計	85,756	4,131	89,887

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
役務費		289	0	289
扶助費		85,467	4,131	89,598
内訳	単価増額分	0	2,188	2,188
	卒業アルバム代分	0	1,943	1,943
合計		85,756	4,131	89,887

提出課	文化行政課
-----	-------

歳出科目 (P 42～P 43)	10 款 5 項 4 目	博物館費
------------------	--------------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
小林古径記念美術館増改築事業	363,249	0	363,249

主な補正財源		主な経費	
県支出金	4,500		
市債	△4,400		
一般財源	△100		

【補正理由】

県の地域活性化推進事業費補助金の交付決定を受け、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	地域活性化推進事業費補助金	0	4,500	4,500
寄附金	小林古径記念美術館増改築事業寄附金	100	0	100
市債	合併特例債	344,600	△4,200	340,400
	地域づくり資金	18,100	△200	17,900
一般財源		449	△100	349
合計		363,249	0	363,249

提出課	スポーツ推進課
-----	---------

歳出科目 (P42～P45)	10款6項4目	体育施設費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
体育施設管理運営費	255,273	6,541	261,814

主な補正財源		主な経費	
使用料及び手数料	702	報償費	1,420
一般財源	5,839	旅費	602
		需用費	841
		役務費	28
		委託料	3,275
		使用料及び賃借料	375

【補正理由】

令和2年1月26日から上越市立上越体操場の供用を開始することから、施設の維持管理やオープンイベントに要する経費を増額するもの

【補正内容】

○施設の維持管理について 4,204

- ・施設管理委託料（利用受付、合宿・大会等の利用調整、施設・設備点検、清掃など）
- ・光熱水費、通信運搬費、機械借上料

○オープン記念式典及び記念イベントについて 2,337

- ・開催日 令和2年1月26日（日）
- ・場所 上越市立上越体操場
- ・内容 (1) テープカット
- (2) 記念式典
  - ・式辞
  - ・来賓挨拶など
- (3) 記念イベント
  - ・地元ジュニア選手による演技披露
  - ・ナショナル選手等による演技披露
  - 体操競技（男女）、新体操（男女）、トランポリン（男女）

○補正額内訳

（財源内訳）

項目		補正前	補正額	補正後
使用料及び手数料	体育館使用料	0	702	702
一般財源		3,861	5,839	9,700
合計		3,861	6,541	10,402

(歳出)

・施設の維持管理に係る経費

項 目		補正前	補正額	補正後
需用費	光熱水費	3,440	820	4,260
役務費	通信運搬費	19	11	30
委託料	施設管理委託料	304	3,275	3,579
使用料及び賃借料		98	98	196
	複写機借上料	36	71	107
	機械借上料	54	11	65
	下水道使用料	8	13	21
	テレビ受信料	0	3	3
計		3,861	4,204	8,065

・オープン記念式典及び記念イベントに係る経費

項 目		補正前	補正額	補正後
報償費	報償金	0	1,420	1,420
旅費	費用弁償	0	602	602
需用費	消耗品費	0	21	21
役務費	筆耕翻訳料	0	17	17
使用料及び賃借料	物品借上料	0	277	277
計		0	2,337	2,337

合 計	3,861	6,541	10,402
-----	-------	-------	--------